

県営住宅団地内で食料品等の移動販売が始まります。 ～買い物弱者への支援～

県営住宅では、高齢化が進んでいます。また、自家用車を持たない入居者が増えています。さらに、身近な食料品店や日用品店が閉店するケースも増えており、入居者から日常の買い物に困っているとの声が寄せられていました。

そこで、県営住宅団地の入居者及び周辺住民の買い物の利便性向上のため、移動販売についての新たな要綱を定め、要綱に基づき県営住宅団地内で移動販売事業者による移動販売を始めます。

1. 対象団地名

萩の宮県営住宅

住 所：藤岡市篠塚633番地

2. 場 所

団地内集会所前

3. 日 時

令和3年3月4日（木）から

毎週木曜日 午後1時30分から午後2時の間

（※日時は事業者の移動販売ルート of 都合による。）

4. 販売品

食料品及び日用品

5. 移動販売事業者の注意事項

- ・ 県営住宅団地での移動販売を、移動販売事業者の申請に基づき県が許可します。
- ・ 販売品目は食料品及び日用品に限ります。
- ・ 移動販売を実施するに当たっては、必ず県の許可を得てください。
- ・ 販売場所や販売日時については、事業者と県で協議の上決定します。

6. お問い合わせ先

群馬県住宅供給公社管理部管理課

電話：027-223-5811

音声案内でご案内しますので「1」「1」を押してください。

【参 考】

- ・ 前橋市の元総社第二県営住宅においては、平成25年6月から隣接する元総社公社賃貸住宅の敷地において移動販売を既に実施しています。
- ・ 移動販売事業者からの申請により、今後、実施する団地を順次追加する予定です。